平成２４年（フ）第１４１０号
北海道北広島市松葉町６丁目１番地　Ｄ―102
破産者　大須賀志乃
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０８号
北海道江別市中央町22番地の12
破産者　菅　　一吉
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７号
北海道稚内市はまなす１丁目３番７号
破産者　島　　勇輔
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９５号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目21番７号
破産者　長谷川次郎
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０７号
埼玉県狭山市大字北入曽513番地の８
破産者　宮下　　実
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０８号
埼玉県狭山市大字北入曽513番地の８
破産者　宮下久美子
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４１６号
埼玉県所沢市大字山口5163番地　エクセル椿峰202
破産者　湯田　秀二
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１３号
埼玉県川越市大字砂新田86番地４　ジュネス新河岸203号室
破産者　難波　信夫
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２２号
埼玉県入間市大字上藤沢417番地５　グリーンビレッジ101、開始決定時の住所埼玉県入間市小谷田１丁目12番15号
破産者　佐々木秀美
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６３号
静岡県沼津市吉田町35―１、住民票上の住所静岡県沼津市西椎路557番地の４
破産者　山下たか子
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀302番地の２池田邸、前住所静岡県熱海市咲見町８番３号
破産者　金子　**隆**俊
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２９号
名古屋市南区桜本町131番地　アーバンステージ名古屋106号
破産者　川崎　征之
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４０９号
愛知県犬山市大字上野字大門710番地１　レオパレス・カミノ207、開始決定時の住所名古屋市西区中小田井３丁目118番地　レオパレス中小田井204号
破産者　石松　　綾（旧姓園田）
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９号
京都府京丹後市弥栄町木橋1368番地の１
破産者　吉岡アヤ子
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第６８０号
広島市佐伯区屋代３丁目18番35―２号
破産者　山下　直文
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６７号
秋田市八橋大道東10番27号
破産者　越川　浩司
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０８２号
神奈川県大和市下鶴間2788番地１
破産者　臼井　美恵
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４３０号
神奈川県綾瀬市吉岡東５丁目５番３号　パークハイム弐番館201
破産者　武内　　豊
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６０５号
横浜市南区二葉町１丁目１番地30　モルゲンロート吉野町503号
破産者　澤井ヒサ子
1　決定年月日　平成24年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部